

署名提出の集い「面談」両者の見解版

日時:2025年2月4日(火)10:00~11:30

会場①安曇野市役所3階301会議室(香害の影響を受けない&少ない方々7人)

②同市役所の南側面軒下に設置したテント(香害被害の当事者等5人)

③オンライン(香害被害の当事者等14人)

出席者:安曇野市教育委員会より

・橋渡勝也教育長 ・洞教育部長 ・上條学校教育課長 ・山口教育指導室長

きれいな空気、みんなで元気の会(以下、「空気げんき会」)より

・代表 小林ふみ・事務局 小林純子

・きれいな空気、みんなで元気の会→「空気げんき会」と省略

・司会進行 小林純子(空気げんき会事務局)

1、署名提出

- ・空気げんき会の小林ふみ代表から、署名の趣旨を説明
- ・小林ふみ代表は市役所内に入れなかったため、小林純子事務局が代理で橋渡教育長に提出
- ・ネット署名588筆、紙の署名444筆、合計1032筆の署名簿を提出

2、教育長と小林代表 面談

- ・署名で求めているシックススクール対策4か条について意見交換

面談・意見交換の概要

※《空気げんき会の見解》には、限られた時間の中で語りきれなかったことも含む

《教育長の見解》

署名運動に当たっての空気げんき会の考え方「義務教育の場である小中学校は、子ども、職員、保護者、全ての学校関係者が、健康的に過ごすことのできる場所でなくてはならない。」については、私たち教育委員会が願っていることと全く同じである。

私たちも、安曇野市のすべての学校が安全で安心して、子供たちが、あるいは教職員、ともにのびのびと学ぶ場であってほしいと願って、日々様々な環境作りに取り組んでいるところである。皆さんと共通の願いを持っているということをまず申し上げたい。

1.学校の空気環境の実態調査を行い、調査結果を保護者に報告してください。

《教育長の見解》

学校衛生基準により、年に1回の検査を実施している。この基準の中には13項目の揮発性有機化合物が示されていて、それぞれに基準値が設けられているが、その中のホルムアルデヒドは(安曇野市)17小中学校全てで測定している。

検査は、比較的揮発しやすい夏の期間で、(児童生徒がいない)夏休みの期間に、各学校で1箇所を選定して毎年実施をしている。今後は、調査結果を知りたいという要望を受け、どのように報告するのがよいか検討する。

《空気げんき会の見解》

学校衛生基準による調査は、児童生徒がいない状態で計測しているため「香害の実態」を把握できていない。通常の学校生活で児童生徒が存在している状態での「実態調査」を行い、学校衛生基準を満たしているか確認する必要がある。

マイクロカプセル仕様の柔軟剤、合成洗剤に関しては、人間が衣類等に付着させて教室に持ち込んでいるので、pm2.5といった浮遊粉塵の測定も必要である。

2.シックスクールが及ぼす危険性・原因物質の有害性を学ぶ機会を設け、この問題への理解と協力を得られるよう、働きかけてください。

《教育長の見解》

以前から市内の全ての学校で、ポスター掲示や家庭へのチラシを配布など、化学物質過敏症の問題について理解を促すよう努めてきた。

また、市役所や図書館など公共施設に、消費者庁をはじめとする5省庁が作成した「香料の自粛を求めるポスター」を掲示したり、産業医を通じて健康に関するメッセージとして香害への理解を促すなど、市職員に向けても香害の啓発に努めている。

昨年度から市内の学校で、保護者向け、教職員向けなど、香害に関する勉強会を行い、市を挙げて啓発活動に取り組んでいる。

この2月には、小中学校の養護教諭を対象に化学物質過敏症に関する研修会と、教育指導室の職員、図書館の職員、交流学习センターの職員等を対象に、香害や原因物質の有害性を学ぶ研修会を予定している。

1回やればよいというものではないので、引き続きこの問題について理解と協力が得られるよう取り組んでいきたい。

《空げんき会の見解》

香害問題で苦しんでいるのは、化学物質過敏症の人だけではない。

喘息など呼吸器系の病気の人や、発達障害などで感覚過敏のある人も健康被害を受けている。香害は感受性の高い特定の人の問題ではなく、だれの健康にもよくないものという認識をもって啓発に努めることが重要である。

学校の現状はシックスクール(化学物質過敏症等)を発症するリスクに晒されているので、みんなにとって健康的な学校にするために、教育委員会はもっと積極的に、シックスクールと香害の問題を周知してほしい。

3.教育委員会は、全ての子どもが有している「健康的な環境で教育を受ける権利」を守るため、教職員に柔軟剤と合成洗剤を使わないよう、禁止してください。

《教育長の見解》

市教育委員会としては、教職員、保護者、児童生徒、学校に出入りする関係者すべてがこの化学物質過敏症に対する理解を深める取り組みを、これまでもやってきている。

引き続き継続して、教職員はもちろんのこと児童生徒、保護者の皆様、すべての方々が、この香りの強い洗剤や柔軟剤の使用を控えるよう配慮してほしいと呼びかけていきたい。

なかなか禁止まではできないが、この努力は引き続きしていきたい。

《空げんき会の見解》

教職員への洗剤、合成洗剤と柔軟剤の使用禁止は、今のところ無理「なかなか禁止まではできない」とのこと。教育長の回答からは化学物質や香害についての理解が追いついておらず、危険性の認識が甘いと言わざるを得ない。

香害によりシックスクールが発生している現状は、憲法や教育基本法、学校教育法の定めから見ても、教職員への洗剤、合成洗剤と柔軟剤の使用禁止は当然に行わなければならないものと考ええる。

日本国憲法第25条(生存権、国の社会的使命)の生存権はもとより、同第26条(教育を受ける権利と受けさせる義務)すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。とあり、教育基本法第4条(教育の機会均等)すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、(中略)教育上差別されない。同条2項 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。とあり、国は教育制度や教育条件、教育現場等、教育関連の環境を整備することが求められている。

加えて、令和5年施行のこども基本法は、一体的に講ずべき施策全般に及ぶものと考えられるので、教職員が香害やシックスクールの原因物質となるものを学校に持ち込むことは禁止すべきである。

4.室内TVOC・400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下を維持できるように、測定機を導入してください。

《教育長の見解》

常に空気環境をチェックするためには、全ての学校のすべての教室に測定機を設置することになるので、多大な予算が必要となる。それだけの予算をかけるとなれば科学的な根拠も必要になるが、厚労省ではTVOCの基準値についてもまだ研究中の段階である。

とはいえ、科学的な根拠がなかなか見出せないうちは、本当に安全なのか不安が残るので、測定機器の重要性も意識している。香害対策の選択肢として測定機を購入するかどうかも含めて検討する。

《空気げんき会の見解》

有害な化学物質はもはや13項目の揮発性有機化合物に収まりきらないほど、たくさん空気中に浮遊していて、一体どの化学物質が悪さをしているのか特定することも困難。香害・シックスクールの原因物質は、柔軟剤や合成洗剤、シャンプー、リンス、消臭剤、抗菌剤など、人が使っている日用品に含まれている揮発性有機化合物や、マイクロカプセル仕様の香料が発生させているpm2.5などであり、人の体や衣類等に付着して学校や教室に持ち込まれている。多くの人が日常的に使っているので、嗅覚も麻痺して匂いを感じにくくなっている(嗅覚疲労・嗅覚順応)と思われる。

したがって、児童生徒が教室にいるときにこそ測定し、空気の汚れに関心を向け、シックスクール対策をする必要がある。全校の各教室に測定器を置くのが予算的に厳しいのであれば、各学年に1台ずつでも工夫次第で有効利用できるので、ぜひ導入してほしい。教育長から「本当に安全なのか不安が残るので、測定機器の重要性も意識している」との発言もあったので、予防原則を念頭に置いて前向きに検討してもらえるのではないかと期待している。